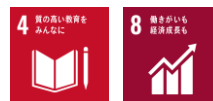


2026年10月13日
株式会社京葉銀行



「こどもNISA」の事前予約受付を開始いたします

株式会社京葉銀行（頭取 藤田 剛）は、2027年1月に開始予定の新制度「こどもNISA」について、2026年10月13日（火）より、事前予約の受付を開始いたします。

「こどもNISA」とは未成年者のお子さまを対象とした、少額投資非課税制度です。「こどもNISA」の利用を通じて次世代の資産形成を後押しし、将来の教育資金や成人後のライフイベントに伴う必要資金の準備などに利用されることが期待されています。

当行では、2027年1月の「こどもNISA」開始に向けて、年内からお手続きいただくことで、お子さまの将来を見据えた資産形成を早期からサポートし、年明けからスムーズにお取引を開始いただけるよう、店頭または電話にて事前予約を受付いたします。

当行は今後も、お客さま一人ひとりのライフステージに応じたソリューションを提供し、資産形成のサポートを通じて地域の皆さまの豊かな未来の実現に貢献してまいります。

【事前予約受付概要】

事前予約開始日	2026年10月13日（火）
受付方法	お近くの店舗又は電話 店舗一覧： https://www.keiyobank.co.jp/individual/branch/
対象年齢	0歳～17歳
注意事項	2026年10月13日（火）から事前予約を受付いたしますが、申込書類の受付は2026年12月1日（火）以降となります。 くわしくは店頭もしくはお電話にてお問合せください。

以上



京葉銀行ではSDGsへの取り組みに関するニュースリリースに、「SDGs 17の目標アイコン」を標示しています。

【SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）】

2015年9月に国連で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成される。

2027年1月新制度スタート!!

こども NISA

10
~
13(火)

事前予約
受付中!

0歳から17歳のお子さま名義で
非課税枠の積立投資ができる
「こどもNISA」を活用して、
お子さまの将来を支えるための
資産づくりをサポートします!



10月13日(火)から店頭・電話にて事前予約開始 くわしくは店頭・フリーダイヤルで

こどもNISAとは…

次世代の
資産形成を支える

新制度



運用益は

非課税



教育資金
づくりに
活用
できる



非課税
投資期間は

無制限



お子さまの将来の教育費や未来の備えとして、金融教育の機会として
税制の優遇を活用しながら取り組める新しい制度です。



こどもNISAの仕組み

	新設「こどもNISA」※1	NISA	
	つみたて投資枠	つみたて投資枠	成長投資枠
対 象 年 齢	0～17歳	18歳～	
年 間 投 資 額	60万円	120万円	240万円
上 限 額	600万円	1,800万円	うち1,200万円まで
引 き 出 し	12歳以降※2	年齢制限なし	

※1 「こどもNISA」は2027年1月に実施予定のNISA拡充で新設される18歳未満のNISA口座（未成年者特定累積投資勘定）について、当行が用いる呼称です。「こどもNISA」で利用できるのは積立投資のみです。一括投資は対象外です。

※2 「その年の3月31日において12歳である年」以降、本人の教育費や生活費にかかる使途に限り、一定条件下で非課税での引き出しが可能です。（お子さまご本人の同意、署名が必要です。）それ以前は、原則引き出しできません。

NISAに関してのご注意

● NISA口座は同一年において1人1口座1金融機関でしか開設できません。● 非課税期間は無期限です。● NISA口座で受入れできるのは当行取り扱いの投資信託だけです。つみたて投資枠でも、成長投資枠でも当行の定める一定の投資信託に限られます。いずれも、上場株式の購入はできません。● NISA口座に受け入れできるのは、原則として新たに購入する投資信託だけです。NISA口座で保有している投資信託の収益分配金の再投資は、つみたて投資枠、成長投資枠それぞれで、非課税枠（買付可能枠）の残額がない場合、課税口座（特定口座、又は、一般口座）での買い付けとなります。● 課税口座で保有している投資信託はNISA口座に移管できません。また、当行のNISA口座で保有している投資信託について、他の金融機関に開設されるNISA口座への移管はできません。● NISA口座での取引で損失が発生しても、その損失は税務上ないものとされます。他の株式等の譲渡益との損益通算や上場株式等の配当等との損益通算、損失の繰越控除はできません。● NISA制度では、年間投資枠（つみたて投資枠120万円／成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1800万円／うち成長投資枠1200万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。非課税保有限度額については、NISA口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。● 短期間に投資信託の買換え（乗換え）を行う、または高い頻度で分配金の支払いを受け再投資（自動買付）するといった投資手法は、年間投資枠と非課税保有限度額が費消されることでNISAを十分に利用できないことがありますのでお勧めしません。● 収益分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はもともと非課税であり、NISAのメリットは享受できません。● 法令により、つみたて投資枠を設けた日から10年後等の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同日から1年以内に確認ができない場合、新たなNISAでの買い付けを停止させていただきます。

つみたて投資枠に関してのご注意

● つみたて投資枠では、定時定額積立契約をお申し込みいただき、定期・継続的な方法での買い付けに限られます。毎月の積立額はボーナス月増額と合計で、年間120万円の非課税枠の範囲内でお申し込みに限られます。● つみたて投資枠では、積立契約により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則、年1回通知されます。● 収益分配金は、つみたて投資枠で保有する投資信託の分配金のみ、つみたて投資枠の非課税枠で再投資できます。ただし、つみたて投資枠の年間投資枠、あるいは非課税保有限度額を既に上限まで使用している場合は、投資信託の分配金は、課税口座での再投資に変わります。● つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。● 当行で取り扱う、つみたて投資枠の投資信託は、つみたて投資枠以外での買い付けはできません。NISA口座の廃止、他の金融機関への変更の場合等には、当該投資信託の積立契約の中止の申込書を提出していただきます。提出されない場合、当行の任意の時期にお客さまが中止のお申し込みをされたものとして取り扱いさせていただきます。

投資信託のご購入に際してのご注意

● 投資信託は預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。● 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。● 投資信託の運用による損益はお客さまに帰属します。● 投資信託は価格が変動する有価証券等に投資するため、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、分配金は預金の利息とは異なり、増減することや、支払われないことがあります。● 有価証券投資に伴う主なリスクには、金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスク、株価指数先物リスク、信用リスク、カントリーリスク、不動産価格変動リスクなどがあります。● 投資信託のお申し込みにあたっては、申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託事務の諸費用等が信託財産の中から差し引かれます。また一部の投資信託には、換金時に換金手数料がかかるものや信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。これらの手数料等は、各投資信託により異なるため、具体的な金額、計算方法を表示することができません。くわしくは、各投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等にてご確認ください。● 投資信託の換金には日数がかかります。さらに、投資信託によっては、換金日に制限のあるものがあります。● 京葉銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。● 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。● 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託のお申し込みに際しては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をご覧ください。● 商品の内容およびリスクの所在を十分にご確認ください。お客さま自身のご判断をお願いします。● 最新の投資信託説明書（交付目論見書）は京葉銀行の本店の資産運用窓口にご用意しています。なお、インターネットバンキング専用投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）は、店頭にごさいせんで、当行のホームページ上でもご覧ください。● 当行で取り扱う投資信託の分配金と売買益は、復興特別所得税を付加した20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が差し引かれます。（NISA口座の枠内購入分は除く）

投信積立サービスについて

購入日（引落日）	購入日（引落日）は毎月5日、10日、15日、20日、25日のいずれかをご指定いただけます。購入日と、購入代金の指定預金口座からの引落日は同日となります。購入日（引落日）が銀行休業日、または、ファンドの申込不可日の場合、翌営業日となります。
手数料	引き落としの手数はいたしません。投資信託ごとに定められているお申込手数料とお申込手数料に係る消費税相当額をお申込金額から差し引かせていただきます。くわしくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
ご換金	投信積立サービスでご購入いただいた後は、原則として全部または一部換金がいつでもできます（引き落としの中止とご換金とは、別のお申し込みとなりますのでご注意ください）。

京葉銀行の窓口または
右記フリーダイヤルまで
お気軽にお問い合わせください。



0120-858-201

通話料
無料

受付時間：月～金 9:00～17:00
（土・日・祝日および12月31日～1月3日は除きます）